

機動隊等に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、機動隊に関する訓令（昭和55年京都府警察本部訓令第12号）が制定されたことに伴い、招集命令の伝達、出動要請等訓令の運用上の留意事項について必要な事項を定めたもので、昭和55年12月1日から実施しています。